



令和元年度 短期大学機関別認証評価

# 評価結果報告書

令和2年3月11日

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 巻 頭 言

日本高等教育評価機構（以下、「評価機構」という。）は、日本私立大学協会を母体として、平成 16(2004)年 11 月 25 日に「財団法人」として創設されました。平成 24(2012)年 4 月に「公益財団法人」の認定を受け、新たな出発をして、平成 26(2014)年 11 月には創立 10 周年を迎えました。

評価機構が行う評価の目的は、短期大学の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の短期大学の発展に寄与することにあります。また、評価機構と各短期大学とのコミュニケーションを重視しながら、創設以来ピア・レビューの精神を礎に各短期大学の特性に配慮をするとともに個性・特色を重視し、各短期大学の建学の精神などを生かした改革・改善に資する認証評価に取り組んで参りました。

平成 17(2005)年度から平成 30(2018)年度までの 14 年間で、延べ 633 大学、16 短期大学の機関別認証評価を、また、ファッション・ビジネス系専門職大学院の認証評価を 2 度実施し、特色ある取組みや他校の参考となる優れた取組み等を公表して参りました。

令和元(2019)年度の短期大学評価では、1 短期大学の認証評価及び 1 短期大学の再評価の申請をそれぞれ受理し、提出された自己点検評価書及び関連資料に基づき、書面調査及び実地調査を実施いたしました。その後、評価結果案について短期大学からの意見申立てを受付け、短期大学評価判定委員会において最終的な判定を行った上で「評価結果報告書」をまとめ、令和 2(2020)年 3 月 11 日に理事会の承認を得て、公表することとなりました。

今後、短期大学機関別認証評価に加え、大学及び専門職大学院の認証評価の実施を通して、真に高等教育の発展に寄与できる評価を目指し、更に研さんを積んでゆく所存ですので、ご支援とご指導のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に、各短期大学の関係者、評価員、また、日本私立大学協会及び同附置私学高等教育研究所など、ご協力いただきました多くの方々に衷心より御礼申し上げます。

令和 2(2020)年 3 月  
公益財団法人 日本高等教育評価機構  
理事長 相良 憲昭



# 目 次

I	令和元年度 短期大学機関別認証評価について	
1	評価機構の概要	7
2	目的	7
3	評価実施短期大学	7
4	評価体制	8
5	経過	8
6	評価結果の概要	10
	資料	11
	公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学評価に係る評価報告書案の構成及び 判定等に関する細則	11
	組織図	13
	短期大学評価判定委員会委員名簿	13
	評価員名簿	14
II	令和元年度 短期大学機関別認証評価 評価結果	
1	安田女子短期大学	17
III	令和元年度 再評価 評価結果	
1	上野学園大学短期大学部	37



## I 令和元年度 短期大学機関別認証評価について





## 1 評価機構の概要

評価機構は、日本の私立大学の約7割が加盟する日本私立大学協会を母体として設立された機関です。日本私立大学協会は、平成12(2000)年4月に附置機関である私学高等教育研究所を設立し、主として私立大学の立場から大学評価システムの具体的なあり方に関する研究を行ってきました。その結果、私立大学の規模と多様性に対応できる柔軟かつ弾力的な評価システムが必要との基本的認識を得て、個々の大学の特性に配慮した評価を実施する認証評価機関の設立を決議し、平成16(2004)年に、文部科学大臣から財団法人として設立の許可を得ました。その後、認証評価機関として必要な条件を整え、翌平成17(2005)年には文部科学大臣から大学の評価を行う認証評価機関として認証を受けました。また、平成21(2009)年に短期大学の認証評価機関として、平成22(2010)年にはファッション・ビジネス分野の専門職大学院の認証評価機関として認証を受けました。さらに、平成24(2012)年4月1日には公益法人改革関連法に基づき、内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受けました。

評価機構は令和2(2020)年3月1日現在、24短期大学と355大学が会員となっています。

## 2 目的

評価機構が、短期大学からの要請に応じて行う評価は、我が国の短期大学の発展に寄与するために、以下のことを目的として評価を行います。

- (1) 各短期大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める「短大評価基準」に基づき、教育研究活動等の総合的な状況の評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各短期大学の自主的な質保証の充実を支援すること。
- (2) 各短期大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各短期大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。
- (3) 各短期大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること。

## 3 評価実施短期大学

令和元(2019)年度は、1短期大学の認証評価及び1短期大学の再評価を実施しました。短期大学名は以下のとおりです。

### (1) 認証評価 (1短期大学)

1. 安田女子短期大学

### (2) 再評価 (1短期大学)

1. 上野学園大学短期大学部

## 4 評価体制

評価を実施するに当たっては、公私立短期大学及び国公立大学の関係者、教育研究団体等関係者及び経済団体等関係者で構成する「短期大学評価判定委員会」（以下、「判定委員会」という。）のもとに、評価員で構成する評価チームを編制しました。評価員は、国公立大学・短期大学及びその他の関係機関の長から推薦され、登録された者の中から申請短期大学の教育研究分野や地域性などを勘案して選定しました。令和元(2019)年度認証評価は、10人の判定委員会委員と5人の評価員の体制で実施しました。(判定に関する細則、組織図、判定委員会委員名簿、評価員名簿は11ページ以降を参照)。

## 5 経過

### (1) 書面調査の開始

評価員は、評価機構の定める六つの「基準」等に基づき、短期大学から提出された自己点検評価書の検討・分析などを行い、所見や質問、確認事項、コメントを作成し、評価機構へ提出しました。

### (2) 第1回評価員会議の開催

取りまとめたコメントをもとに、評価チームごとに第1回評価員会議を開催し、評価員の役割分担を決定しました。その後、評価員は担当基準の書面調査の結果をまとめました。

### (3) 実地調査と第2、3、4回評価員会議の開催

書面調査の結果をもとに実地調査を実施しました。書面調査の過程で生じた疑問点などを確認することを主な目的として短期大学関係者と面談を行い、自己点検評価書では確認ができなかった事項（施設設備や実地でしか閲覧できない資料など）について、適宜調査を行いました。併せて、学生などとの面談も実施しました。

実地調査期間中に、第2、3、4回評価員会議を開催し、評価員間で情報の共有や意見交換を行いました。

### (4) 「評価チーム評価報告書案」の作成と第5回評価員会議の開催

書面調査と実地調査の結果を踏まえ、評価チームは「評価チーム評価報告書案」を作成し、第5回評価員会議において取りまとめました。

### (5) 「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立ての受け付け

評価チームが作成した「評価チーム評価報告書案」を短期大学に送付し、意見申立てを受け付けました。

その結果、1短期大学中1短期大学から意見申立てがありました。

### (6) 判定委員会における認証評価の判定と「評価報告書案」の作成

評価チームより提出された「評価チーム評価報告書案」と、短期大学から提出された

意見申立ての内容を踏まえて判定を行い、「評価報告書案」を作成しました。

**(7) 「評価報告書案」等に対する意見申立ての実施**

判定委員会が作成した「評価報告書案」を短期大学へ送付し、同報告書案に対する意見申立てを受付けました。

その結果、2 短期大学（再評価 1 短期大学を含む）中 1 短期大学から意見申立てがありました。

**(8) 意見申立て審査会における意見申立て内容の審議**

判定委員会の求めにより、意見申立て審査会において、「評価報告書案」に対する意見申立ての内容について審議を行いました。

**(9) 判定委員会における評価結果の確定**

短期大学からの意見申立てと意見申立て審査会での審議結果を踏まえ、評価結果を確定しました。

**(10) 理事会における承認**

令和 2(2020)年 3 月 11 日に、判定委員会から提出された評価結果が理事会で承認されました。

**(11) 通知・公表**

評価結果を短期大学へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告し、刊行物及びホームページ等を通じて社会に公表します。

**認証評価の経過一覧**

年月日	実施項目
平成 30(2018)年 7 月末	平成 31 年度 短期大学機関別認証評価 申請書を受理
9 月 19 日	平成 31 年度 短期大学機関別認証評価 責任者及び自己評価担当者説明会を開催
11 月 19 日	短期大学へ実地調査日程の通知
令和元(2019)年 6 月 5 日	第 1 回短期大学評価判定委員会開催（認証評価を担当する評価員の承認等）
6 月 5 日	短期大学へ評価員の通知
～6 月末	自己点検評価書を受理 即日、評価チームに送付し、書面調査を開始
7 月 4 日	令和元年度 機関別認証評価 評価員セミナーの開催
7 月下旬～8 月上旬	第 1 回評価員会議開催※
8 月上旬～8 月下旬	「書面質問と依頼事項」を短期大学へ送付
9 月上旬	「書面質問と依頼事項」に対する回答を受理

10月	実地調査の実施※ 第2・3・4回評価員会議開催
11月中旬	第5回評価員会議開催※
12月6日	第2回短期大学評価判定委員会開催（改善報告書等の審査結果の承認等）
12月6日	「評価チーム評価報告書案」の取りまとめ
12月9日	短期大学へ「評価チーム評価報告書案」を送付
～12月20日	「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
令和2(2020)年1月31日	第3回短期大学評価判定委員会開催（評価の判定、「評価報告書案」の取りまとめ）
2月3日	短期大学へ「評価報告書案」を送付
～2月13日	「評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
2月19日	短期大学意見申立て審査会開催
2月28日	第4回短期大学評価判定委員会開催（評価結果の確定）
3月11日	第4回理事会で評価結果承認
3月12日	短期大学へ評価結果などを送付
3月12日	文部科学大臣へ報告
3月26日	社会へ公表

※の月日は短期大学別の「評価の経過一覧」を参照

## 6 評価結果の概要

認証評価を実施した1短期大学は、評価機構が定める短期大学評価基準を満たしており、「適合」と判定しました。

再評価1短期大学に対しては「適合」と判定しました。

### 「適合」とした短期大学

安田女子短期大学

再評価で「適合」とした短期大学※（ ）内は認証評価受審年度  
上野学園大学短期大学部（平成29(2017)年度）

## 資料

公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の短期大学機関別認証評価に関する規程（以下「短大評価規程」という。）第10条第4項の定めにより、評価報告書案の構成及び判定等に関し必要な事項を定める。

### (適合)

第2条 本機構が定める短期大学評価基準（以下「短大評価基準」という。）を満たしていると短期大学評価判定委員会（以下「短大判定委員会」という。）が判断した短期大学に対し、短期大学機関別認証評価結果（以下「短大評価結果」という。）を「適合」とする。

### (不適合)

第3条 本機構が定める評価基準のうち、満たしていない基準があると短大判定委員会が判断した短期大学に対し、評価結果を「不適合」とする。

2 評価の過程において、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われていると短大判定委員会が判断した短期大学に対し、評価結果を「不適合」とすることができる。

### (保留)

第4条 前条第1項の短期大学のうち、評価結果が決定した翌年度4月1日から原則1年以内にその基準を満たすことが可能であると短大判定委員会が判断した短期大学に対し、短大評価結果を「保留」とする。

2 評価結果が「保留」とされた短期大学の保留期間は、原則1年間とする。

3 前項のほか、短大判定委員会の判断により、保留期間を変更することができる。

4 短大評価結果が「保留」とされた短期大学から保留期間内に再評価の申請がなかった場合は、「不適合」とする。

### (基準ごとの評価)

第5条 短大判定委員会は、基準項目ごとの評価を踏まえ、基準ごとに「基準を満たしている」、「基準を概ね満たしている」又は「基準を満たしていない」のいずれかで評価を行う。

2 全ての基準項目を満たしている場合は、「基準を満たしている」と評価する。

3 概ね満たしている基準項目がある場合は、「基準を概ね満たしている」と評価する。

4 満たしていない基準項目がある場合は、「基準を満たしていない」と評価する。

### (独自基準の評価)

第6条 独自基準ごとの「基準を満たしている」、「基準を概ね満たしている」又は「基準を満たしていない」の評価は行わないこととし、基準項目の内容を踏まえ、基準ごとにコメントとして「概評」を記述する。

(基準項目ごとの評価)

第7条 短大判定委員会は、「評価の視点」の内容を踏まえ、基準項目ごとの状況を勘案し、「基準項目を満たしている」、「基準項目を概ね満たしている」又は「基準項目を満たしていない」のいずれかで評価を行い、その「理由」を記述する。

- 2 短期大学の分野の特性、規模や地域性を考慮し、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」を記述する。
- 3 「優れた点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「優れている」と判断した事項であり、質の保証及び向上に寄与する取組み、個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み、先進的で一定の成果を挙げている取組み、十分に成果を挙げている取組み、十分に整備され機能している取組み、又は他短期大学の模範となるような取組みなどがある場合に記述する。
- 4 「改善を要する点」がある場合は、「基準項目を概ね満たしている」又は「基準項目を満たしていない」のいずれかで評価する。
- 5 「改善を要する点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「早急に改善の取組みが必要」と判断した事項であり、整備が不十分でほとんど機能していない場合、本機構の評価基準を明らかに満たしていない場合、又は短期大学設置基準などに抵触する恐れがあるなど、現状のままでは短期大学運営に支障をきたす可能性がある重大な不備事項（財務状況、定員充足率、専任教員数など）などがある場合に記述する。
- 6 「参考意見」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「更なる取組みが望ましい」と判断した事項であり、整備はされているがあまり機能していない場合、又は整備・充実が望ましいがその対応については短期大学に判断を委ねる場合に記述する。

(評価報告書案の構成)

第8条 評価報告書案は、「評価結果」、「総評」、「基準ごとの評価」、「短期大学の挙げた特記事項」で構成する。

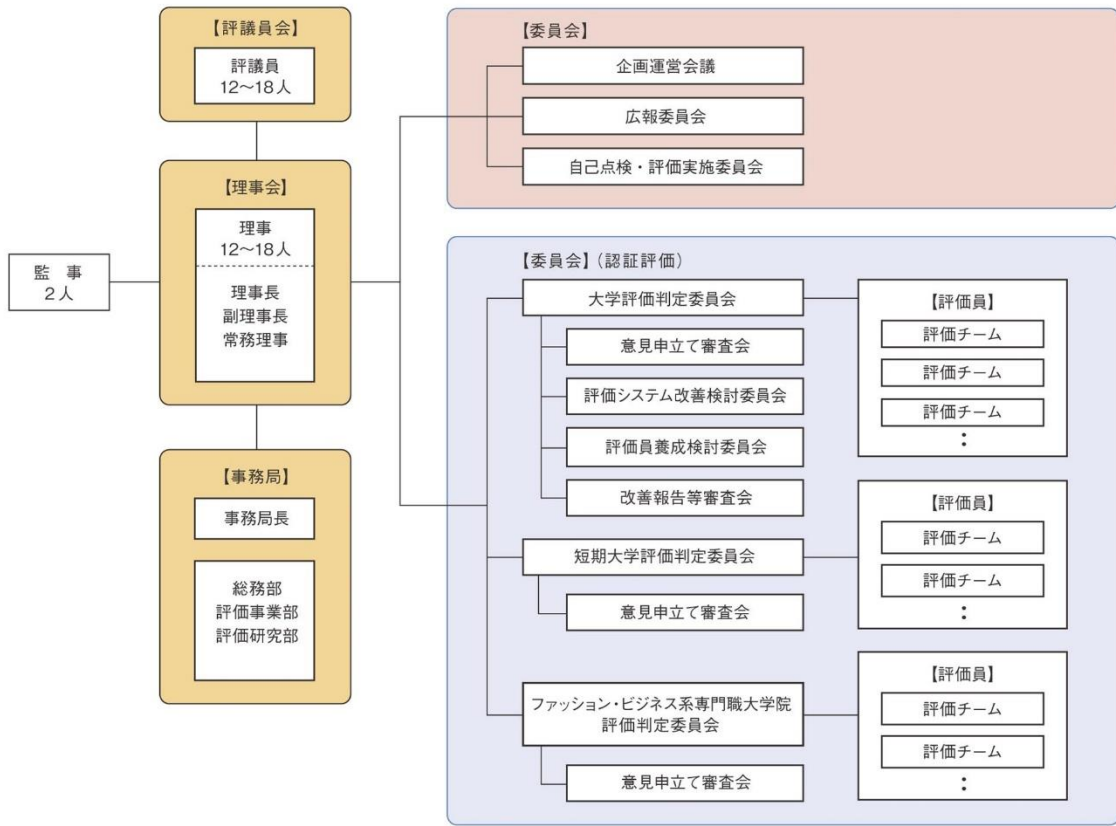
(改廃)

第9条 この細則の改廃は、短大判定委員会の議を経て理事長が決定する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年6月6日から施行する。
- 2 公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学評価の判定に関する細則は、廃止する。

組織図



短期大学評価判定委員会委員名簿

(令和2(2020)年1月現在 委員長・副委員長以外は五十音順)

役名	名前	所属機関・役職
委員長	清水 一彦	公立大学法人山梨県立大学理事長 山梨県立大学学長
副委員長	田中 義郎	学校法人桜美林学園常務理事 桜美林大学大学院教授
委員	安部 恵美子	長崎短期大学学長
〃	冲永 佳史	学校法人帝京大学理事長 帝京大学学長
〃	小出 龍郎	愛知学院大学前高等教育研究所長 愛知学院大学短期大学部教授
〃	高橋 あゆち	学校法人井之頭学園理事長
〃	濱田 勝宏	学校法人文化学園理事長 文化学園大学学長、文化学園大学短期大学部学長、 文化ファッション大学院大学学長

役名	名前	所属機関・役職
委員	福井 一光	学校法人鎌倉女子大学理事長 鎌倉女子大学学長、鎌倉女子大学短期大学部学長
〃	三田村 典昭	三田村会計事務所代表
〃	村井 美代子	三重短期大学学長

評価員名簿

(令和2(2020)年1月現在 五十音順)

名前	所属機関・役職
井上 朋子	兵庫大学短期大学部保育科准教授
神谷 眞弓子	東海学院大学学長
徳田 守	学校法人金沢工業大学常任理事、法人本部財務部長
早坂 三郎	甲子園短期大学学長、教授、学校法人甲子園学院法人事務局顧問
藪田 早苗	学校法人鎌倉女子大学理事、総務部長



## Ⅱ 令和元年度 短期大学機関別認証評価 評価結果



## 1 安田女子短期大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神である「柔しく剛く」にのっとり、教育目的を学則に「女子に広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸、技能を教授研究し、人類文化の向上に寄与する有為な人材を養成することを目的とする」と明確に定め、徳育や社会での実践力を重視する教育体系をとっている。建学の精神に沿った中長期計画は、学長が策定し、総務会、短期大学運営協議会、短期大学教授会を経て教員に周知されている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、建学の精神に基づく教育目的を反映させたものとなっている。短期大学全体として併設大学への改組などを行い、学修内容の見直し等により社会環境の変化に適応させている。教育研究活動について各種委員会で検討後、総務会等での議論を踏まえて方策を学長が決定するなど、教育目的を達成するために必要な学科の教育研究組織は整備、運営されている。

#### 「基準2. 学生」について

建学の精神に基づきアドミッション・ポリシーが策定され、ホームページをはじめとした各媒体を通じて周知されている。在籍学生数は適切に確保されている。

「まほろば教養ゼミ」を通じたチューター制度により学修状況の効果的な把握が行われている。学習支援センター及び各種委員会による組織的支援、教務職員による人的補助など、教職協働による学生への学修支援の実施体制が適切に整備され、運営されている。チューターがキャリア支援課及び就職指導委員会と綿密に連携して就職指導及び支援を行うなど、キャリア教育のための支援体制や就職・進学に対する相談・助言体制は整備、運営されている。校地、校舎は十分に整備され、バリアフリーや校舎間のアクセスも整えられており、快適な学修環境を有している。

#### 〈優れた点〉

- 学生食堂では学生生活及び学修に配慮して、昼食だけではなく朝食や夕食も提供しており、特に朝食については令和元(2019)年6月から授業期には恒常的に無料で提供し、健康的な生活を支援していることは評価できる。
- 1号館のラーニング・コモンズ及びアカデミックサポートエリアによりグループ学修やプレゼンテーション、ワークショップ等、目的に応じた学生の自主的学修環境を整備し、利用率の向上を図っていることは高く評価できる。

## 1 安田女子短期大学

### 「基準3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、教育目的に沿って明確に定められ、それを踏まえた単位認定基準等が適切に定められ、運用されている。カリキュラム・ポリシーは、建学の精神及びディプロマ・ポリシーに基づいて定められ、科目ごとにディプロマ・ポリシーとの関連性を示したカリキュラムマップが作成され、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が保たれている。これらのポリシーはホームページ上で公開されている。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに即して体系的に編成され、シラバスも適切に整備されている。教養教育については、さまざまな分野の学びとともに、教育課程外での実践的な教養教育も実施している。

学修成果の点検については、授業評価アンケート等の結果の点検を踏まえて、FD委員会、自己点検・評価委員会などにより授業方法の工夫・開発が行われるなど、教育内容や教授方法の改善を進めるための組織体制が整備されている。

#### 〈優れた点〉

○「まほろば教養ゼミⅠ」「まほろば教養ゼミⅡ」を必修科目として位置付けるとともに、教育課程外で「新入生歓迎オリエンテーションセミナー」「保育科展」「安田子ども劇場」を実施するなど、教養を涵養するためのさまざまな機会を設けていることは評価できる。

### 「基準4. 教員・職員」について

教学に関わる重要事項については、学長のもとに3人の学長補佐を置くとともに企画課や総務会での協議により学長の意思決定を支援するなど、学長のリーダーシップが適切に発揮されるようになっている。短期大学教授会をはじめとする各種会議、委員会の位置付けや役割は諸規則に定められ、短期大学の意思決定の権限の分散と責任の明確化が適切に行われている。教員は、設置基準及び教育目的に従って適切に配置され、その採用・昇任等についての諸規則が定められ、適切に運用されている。組織の活性化と事務職員の育成等を目的とする評価制度を設けて人材育成に積極的に努めているほか、各種研修や通信教育制度などによる多様なSD(Staff Development)にも取り組んでいる。研究活動を促進するために、快適な研究環境を整備し、研究倫理に関する規則を定め、適切に運用している。さまざまな研究助成制度を通じて積極的な研究支援が行われている。

#### 〈優れた点〉

○事務職員に対する育成評価制度を導入し、丁寧な人材育成に努めていることは評価できる。

### 「基準5. 経営・管理と財務」について

「学校法人安田学園寄附行為」に基づき、理事会は経営に関わる重要事項を定期的に審議し、評議員会は諮問機関として適切に機能している。監事は、理事会や評議員会に出席し、業務監査や会計監査を適切に行っている。危機管理体制は整備され、環境や人権についても適切な配慮が行われている。「学園運営協議会」を設け、定期的に短期大学及び各校の運営管理に関して情報共有や協議が行われるなど、使命・目的を実現するための継続的な努力が図られている。「ランチミーティング」を毎週行い、理事長、法人本部長、学長等

## 1 安田女子短期大学

が出席してタイムリーな情報交換や意見交換を行うなど、法人と教学間の相互チェックは機能している。検討項目を明らかにして 10 か年の「長期財務計画」を策定するなど、中長期的な計画に基づく適切な財務運営を確立している。

### 「基準 6. 内部質保証」について

学則に基づき、学長のもとに併設の大学と合同の自己点検・評価委員会が設置され、学長、企画課及び FD 委員会等関連部署が密接な連携をとり、自主的な自己点検・評価を行っている。平成 26(2014)年度に「点検及び評価に関する基本方針」を定め、これに従って事業報告書、各種委員会報告書、学科年報等による自己点検・評価が実施されている。点検のための各種調査の実施・収集及びデータの分析は、企画課の IR(Institutional Research)担当者が行っている。評価結果は自己点検・評価委員会での検討の上、FD 委員会をはじめとする各種会議において改善策を検討・実行するために活用されるなど、現状把握のための調査・データの収集と分析を行える体制は整備されている。自己点検・評価委員会等で三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、結果の活用により中長期的な計画を踏まえた短期大学の運営の改善を図るなど、内部質保証の仕組みは概ね機能している。

総じて、建学の精神「柔しく剛く」を永きにわたり教育目的として貫き、地域の人々に親しまれてきた女子短期大学として、教育体制を明確な教育目的をもって確立し、学修支援、学生生活支援等を適切に実施している。学生確保も着実に行われ、財政基盤も強固である。経営・管理は適切に運営されている。今後は PDCA サイクルを一層積極的、自立的に機能させることにより、より高度な専門的保育者の育成と地域の保育・教育関連業界の発展のためにも、更なる短期大学の魅力の向上と発展を期待したい。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献／地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 安田女子短期大学の伝統行事「オリエンテーションセミナー」

## Ⅲ 基準ごとの評価

### 基準 1. 使命・目的等

#### 【評価】

基準 1 を満たしている。

#### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示

## 1 安田女子短期大学

### 1-1-④ 変化への対応

#### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

建学の精神である「柔しく剛く」にのっとり、学則第 1 条に「女子に広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸、技能を教授研究し、人類文化の向上に寄与する有為な人材を養成することを目的とする」と、短期大学の使命・目的を明文化するとともに、各種媒体で簡潔に文章化している。

建学の精神が意味する「徳性と知性の両面の育成を展開する全人教育」に沿って学科の教育目的を学則第 2 条第 2 項に明確に定め、徳育や社会での実践力を重視する「まほろば教養ゼミⅠ」「まほろば教養ゼミⅡ」等を中心とした特色ある教育体系をとるなど、短期大学の個性・特色を反映し、明示している。短期大学としては併設大学の学部への改組などを行い、保育科の学修内容の見直し等によって社会環境の変化に適応させている。

### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### 【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、学科長が原案を作成し、総務会、短期大学教授会の審議を経て制定し、公表されており、その策定に役員、教職員が関与・参画している。また、使命・目的及び教育目的は、教職員に対してはオリエンテーションや研修会で説明されるほか、学生に対しても「学生生活ハンドブック」等の冊子及びホームページを通じて説明され、学内外に周知している。建学の精神及び短期大学の使命・目的及び教育目的に基づき、中長期計画と三つのポリシーが策定されている。これらの改訂については、知育と徳育を両輪とする知識や技能の教授を体系的に構築し、「まほろば教養ゼミ」を通じた徳育を併せて展開させている。教育研究活動について各種委員会で課題抽出や改善提案等が行われ、重要事項についての方策は、短期大学運営協議会等での議論を踏まえ学長が決定するなど、教育目的を達成するための教育研究組織が整備されている。

### 基準 2. 学生

**【評価】**

基準 2 を満たしている。

**2-1. 学生の受入れ**

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**【評価】**

基準項目 2-1 を満たしている。

**〈理由〉**

建学の精神「柔しく剛く」に基づき保育科の特性を踏まえたアドミッション・ポリシーが策定され、「入学試験ガイド」「大学案内」及びホームページで明示されているほか、オープンキャンパス、高校 3 年生・保護者対象の説明会、高校訪問、高校教員対象の説明会などさまざまな機会でも周知されている。

アドミッション・ポリシーに沿って「入学者選抜委員会」において入学者選抜の基本方針と方法を決定の上、選抜を実施している。また、入学者の確保については自己点検・評価委員会で議論・検証を行い、その結果を FD 委員会、総務会、短期大学運営協議会、短期大学教授会で報告している。問題点や改善点がある場合は、FD 委員会にて対策を講じ、アドミッションセンターで対応している。また、試験種別により選抜方法の見直しを行い、入学定員及び収容定員に沿った入学生の確保に努めている。

**2-2. 学修支援**

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

**【評価】**

基準項目 2-2 を満たしている。

**〈理由〉**

チューター制度による「まほろば教養ゼミ」の運営、履修ガイダンス、出欠席管理、ICT（情報通信技術）教育施設等の整備による教育支援、学習支援センターによる学修支援と各種講座等の運営、各種委員会による組織的支援及び教務職員による人的補助体制など教職員協働により学生への学修支援への方針と実施体制を適切に整備し、運用している。

チューターが中心となり、授業欠席等の学生の状況を把握し、学生や保護者と連絡や面談を行い、中途退学、休学及び留年への対応策をとっている。

障がいのある学生への配慮についてはチューターが状況を確認後、学長補佐を中心に教務委員会と学生課が対応を検討し、学科会議で情報を共有し対応する体制が整えられている。

## 1 安田女子短期大学

オフィスアワーについてはシラバスに掲載し、全教員が週2コマを担当している。  
また、授業・演習等で指導補助が必要な場合は、教務職員が対応している。

### 2-3. キャリア支援

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

##### 【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

##### 〈理由〉

建学の精神に基づいた自己実現の達成を目指している「まほろば教養ゼミⅠ」「まほろば教養ゼミⅡ」は、知識的な学修にとどまらず社会人としてのあり方や所作の涵養の機会ともなっている。また、各クラスのチューターは学生全員と面談を行い、キャリア支援課の専任スタッフと連携して学生の適性を踏まえたアドバイスをを行い、就職指導委員会との連携により就職指導及び支援を行うなどキャリア教育のための支援体制を整えている。

キャリア支援課において、「幼保就職ガイダンス」「保育科 U ターンセミナー」「履歴書等の添削」「先輩体験発表会」などの就職支援プログラムを通じて就職活動に取り組める環境を整えるなど就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

実習や授業において幼児教育・保育現場でのより実践的な学びができるよう附属幼稚園や実習園、それらの園長・教諭と連携した指導を行っている。

### 2-4. 学生サービス

#### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

##### 【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

##### 〈理由〉

学生生活支援のため学生センター及び学生課を配置し、学生生活に関する諸事項を審議して学生指導と助言を行い、学生サービス、厚生補導の組織を適切に機能させている。

学生への経済的支援には、独自の奨学金制度として「教育ローン利息補給奨学金」「授業料等諸納付金の分納及び延納制度」を設けている。そのほかにも、日本学生支援機構奨学金や地方公共団体及び民間育英団体等が運営する奨学金制度も導入している。

学習支援センターが学生のボランティア活動や資格取得に向けた支援を行い、サークル活動については学生課がサポートするなど、学生の課外活動への支援が行われている。

保健センターでは保健室、休養室、学生休憩室を併設し、学生の心身の健康管理を適切に行っている。また、学生相談室では学業・就職・友人関係・家族関係等の悩みを相談できる環境が整えられ、希望により専門のカウンセリングを受けることができる。

##### 〈優れた点〉



## 1 安田女子短期大学

○学生食堂では学生生活及び学修に配慮して、昼食だけではなく朝食や夕食も提供しており、特に朝食については令和元(2019)年6月から授業期には恒常的に無料で提供し、健康的な生活を支援していることは評価できる。

### 2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

校地、校舎は併設の大学との共用であるが、短期大学設置基準を上回る面積を有し、「施設使用（管理）規程」及び「安田女子大学・安田女子短期大学施設使用管理要領」のもと教育目的達成のため快適な学修環境を整備して有効に活用し、耐震基準にも対応している。

図書館は図書及び雑誌の他に視聴覚資料・学術情報資料を確保し、併せて視聴覚室、グループ研究室、自習室、AVブース等を設置し、閉館時間も学生ニーズに対応させている。

共有スペースにおいて無線LANを整備し、自習に利用できるICTセンターやICT教室にパソコンを常設し、教育目的の達成のためIT施設を適切に整備している。

高低差のあるキャンパスにおいて、エレベータ・渡り廊下・外階段スロープ設置等により、バリアフリー環境整備と施設間アクセス・学生移動時の安全性の確保に配慮している。

授業を行う学生数は、概ね管理・運営されている。

#### 〈優れた点〉

○1 号館のラーニング・コモンズ及びアカデミックサポートエリアによりグループ学修やプレゼンテーション、ワークショップ等、目的に応じた学生の自主的学修環境を整備し、利用率の向上を図っていることは高く評価できる。

### 2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 〈理由〉

## 1 安田女子短期大学

学生・教職員の意見を聞く「意見箱」を常時設置しており、またチューターが日常的に学生と接し、学生からの意見・要望を聞くなど学生の意見等をくみ上げる仕組みを整えている。また、学生生活の実態把握のため毎年、「学生生活に関する実態調査」を実施し、企画課で集計・分析を行い、FD委員会、総務会、短期大学運営協議会に付議して、学修環境の改善に反映している。

1 年次後期から毎学期、アンケート調査により学修態度、長期休業中の活動、当該学期の不安や決意、卒業後の希望進路など多岐にわたる調査を行い、教職員が一丸となって学生生活全般の支援に努めている。また、必要に応じて学内の関係部署と連携している。

施設設備の要望についても学生の意見調査が実施され、改善に取入れられている。

### 基準 3. 教育課程

#### 【評価】

基準 3 を満たしている。

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは教育目的と学科の養成人材像を十分に踏まえた内容になっており、ホームページ上などで周知を図っている。

また、「安田女子短期大学教育課程履修規程」に、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準などを適切に定め、ガイダンス等で学生に周知している。

成績評価は、シラバスに記載された到達目標、評価方法に従って行われている。卒業認定、学位の授与については、学則にのっとり短期大学教授会の議を経て学長が承認する形で、厳正に適用している。

#### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

## 1 安田女子短期大学

### 【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

### 〈理由〉

建学の精神及びディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページなどで周知している。また、カリキュラムマップによりカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を保ち、体系的な教育課程を編成している。保育科の教育課程編成の特徴として、免許・資格の取得に必要な単位は定められる法令よりも多くの科目を、卒業必修科目や保育士・幼稚園教諭課程の必修科目とし、より質の高い保育者の養成が目指されている。特に「まほろば教養ゼミⅠ」「まほろば教養ゼミⅡ」は、特色豊かな授業が展開されている。教養教育としては、「基礎教育科目」の中で、幅広い教養の導入、技術や言語の習得、健全な心身の育成が目指されている。

授業方法については、授業評価アンケート、FD 研修会などを行い、FD 委員会や自己点検・評価委員会が中心となり、改善を図っている。

### 〈優れた点〉

- 「まほろば教養ゼミⅠ」「まほろば教養ゼミⅡ」を必修科目として位置付けるとともに、教育課程外で「新入生歓迎オリエンテーションセミナー」「保育科展」「安田子ども劇場」を実施するなど、教養を涵養するためのさまざまな機会を設けていることは評価できる。

## 3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

### 【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

### 〈理由〉

GPA(Grade Point Average)制度による成績評価、授業評価アンケートにより、学修成果の達成状況を点検・評価し、その結果は学科会議等で共有されるとともに、FD 委員会や自己点検・評価委員会で改善が図られている。また、学生の学修成果を把握するための調査として、「学生生活に関する実態調査」も行われ、その結果は短期大学運営協議会や FD 委員会等で共有され、検討資料とされている。その他に、「卒業生就業状況アンケート」による調査、免許・資格の取得状況や進路決定状況なども教育目標達成の指標として用い、教育内容・方法及び学修指導の改善に役立てている。

## 基準 4. 教員・職員

### 【評価】

## 1 安田女子短期大学

基準 4 を満たしている。

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

#### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

学長のもとに特定の領域を担当する学長補佐を 3 人配置するとともに、学長の意思決定を支援する企画課を設置するなど、学長がリーダーシップを適切に発揮する体制が整備され、学則等学内規則において校務の最終的な決定権が学長にあることが明確に規定されている。

教授会の組織上の位置付け及び役割は明確になっており、教授会の審議委任機関として、短期大学運営協議会及び短期大学教員業績審査委員会を設けるなど、教授会審議の円滑化を図っている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員は適切に配置され、役割は明確化されている。

### 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

短期大学設置基準に定められた短期大学に必要な専任教員は確保され、学科の教育目的及び教育課程に従って配置されている。

教員の採用は「安田女子大学・安田女子短期大学教育職員採用手続要領」に基づき、公募制を採用している。選考に当たっては教員選考委員会の合議を経て理事長が決定し、その際の職位、担当授業科目は教員資格審査委員会において決定される。昇格は「安田女子大学・安田女子短期大学教育職員昇格手続要領」に基づき、学科長の推薦を受けて学長が教員資格審査委員会に資格審査を諮った上、理事長に候補者を推薦し、理事長が決定するなど、教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、適切に運用されている。

FD 委員会で検討・計画された FD 研修会の定期的な実施など、教育内容・方法等の改善への工夫等が図られている。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

###### 【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

###### 〈理由〉

組織の活性化と事務職員の育成を目的とする育成評価制度を設け、定期的な職務能力の確認、成長目標の設定及びその達成に向けての過程における人材育成に努めている。

新任職員研修、階層別研修、目的別の集合研修、派遣研修、通信教育制度及び SD 研修奨励制度などによる多様な SD の機会の充実を図るなど、職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しが行われている。

###### 〈優れた点〉

○事務職員に対する育成評価制度を導入し、丁寧な人材育成に努めていることは評価できる。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### 【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

###### 〈理由〉

教員の研究活動を促進し、学術研究の振興を図ることを目的に、独自の研究助成制度を設け支援を行っている。研究室には教育・研究領域に応じた必要な備品を配するなど、研究環境は適切に整備され、有効に活用されている。

研究倫理については、学内規則に基づき、倫理運営委員会での協議を経て倫理審査委員会で審査がなされる仕組みを構築し、厳正な運用体制が整っている。

研究活動への資源の配分については、学内規則に基づき、各種助成や個人研究費として配分されている。また、学外の競争的資金獲得に係る支援や科学研究費助成事業の採択率を高めるための研修会を開催するなど、外部資金導入のための工夫をしている。

#### 基準 5. 経営・管理と財務

###### 【評価】

基準 5 を満たしている。

## 1 安田女子短期大学

### 5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### 【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

法令及び学内規則を遵守し、高等教育機関としての社会的責任を果たす経営が行われ、建学の精神「柔しく剛く」の達成に向け、継続的な努力がなされている。

法令に定める教育情報、教員の養成の状況に関する情報及び財務情報は、ホームページで適切に公表されている。

「学校法人安田学園環境宣言」を制定し、環境保全について学内外に周知を図り、省エネルギー推進委員会のもと電気使用量等の削減に向けて施策を講じている。

人権教育委員会及びハラスメント防止委員会を設置し、人権教育の推進やハラスメント防止のための配慮がなされ、「安田女子大学・安田女子短期大学危機管理規程」を整備し、学生及び教職員の安全確保についての対策が図られている。

### 5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

理事会は、寄附行為の定めに基づき法人の最高意思決定機関として位置付けられ、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整備され、定例理事会及び必要に応じて臨時の理事会が開催されており、適切に機能している。

理事は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会への出席率も良好である。外部理事も複数人含まれ、理事会の意思決定の客観性と透明性は担保され、理事会運営は堅実に行われている。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

## 1 安田女子短期大学

### 〈理由〉

学長に加え学長補佐の内 1 人と事務局長は理事として選任され、短期大学の管理運営に関わる主要事項を理事会に提案するとともに、法人の理事として法人の意思決定に参与している。また、法人及び短期大学の幹部職員が出席して定期的開催される「学園運営協議会」や「ランチミーティング」での協議や意見交換などを通じて、法人と短期大学とは円滑なコミュニケーションが図られ、緊密な連携・協力と相互チェックの体制が整備され、機能している。

監事は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会及び評議員会に出席し、法人の業務及び財産状況についての監査を行っている。

評議員は寄附行為に基づき適切に選任され、評議員会への出席も良好であり、評議員会は諮問機関としての機能を果たしている。

### 5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

### 【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

### 〈理由〉

建学の精神に基づく教育の維持と健全な財政基盤を確保し続けるため、学生生徒等納付金の見積りをはじめ六つの検討項目に基づき 10 か年の「長期財務計画」を策定し、この「長期財務計画」を次年度の予算編成方針の基盤とし、編成方針に従って策定した予算案を実行に移すことにより適切な財務運営を行うなど、中長期的な計画に基づく財務運営を行っている。過去 5 年間の事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率は、ともに良好な水準である。また、正味財産及び特定資産、有価証券その他の固定資産と現預金の流動資産を十分保有し、安定した財務基盤を確立している。

安定した学生生徒等納付金収入と補助金収入の確保に努め、使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれている。経常費補助金以外の寄付金等の外部資金も安定的に獲得している。

### 5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

### 【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

### 〈理由〉

学校法人会計基準や経理規程に基づき、適正な会計処理を行っている。会計処理上の疑

## 1 安田女子短期大学

問や判断が難しい事項については、監査法人及び日本私立学校振興・共済事業団に適宜相談し、指導を受けるなど、会計処理は適正に実施されている。

監査法人、監事による監査が毎年適切に実施されている。決算報告時には監事による監査報告が理事会・評議員会で行われるなど、会計監査などを行う体制を整備して、厳正に実施している。また、科学研究費助成事業の会計について監査を行うなど、内部監査も実施している。

予算編成は、3月に当初予算を編成し年3回の補正予算を編成して、決算とのかい離がないように努めている。

### 基準 6. 内部質保証

#### 【評価】

基準 6 を満たしている。

#### 6-1. 内部質保証の組織体制

##### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

建学の精神「柔しく剛く」を具現化する教育・研究活動という内部質保証のために、学則第1条の2に自主的・自律的な自己点検・評価の実施を定めている。また、「安田女子大学・安田女子短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、学長のもとに、併設の大学と合同の自己点検・評価委員会を設置し、学長、企画課及びFD委員会等関連部署と密接な連携をとり、自由な意見交換による協議を行い、全学をあげての自己点検・評価に積極的に取り組むという、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。

学長の任命のもと、自己点検・評価委員会、FD委員会及び各関連部署が自己点検を実施しており、内部質保証のための責任体制が明確になっている。

#### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

##### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

##### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

平成26(2014)年から、「点検及び評価に関する基本方針」により自己点検・評価の内容、実施体制等について確認し、これに基づき、事業報告書、各種委員会報告書、学科年報等



## 1 安田女子短期大学

による教育研究活動の振返りが行われている。授業評価アンケート等の結果は、自己点検・評価委員会で点検され、FD委員会や各種会議において改善策を検討・実施しているほか、教職員間で情報共有し、学生にも掲示されている。教員個人の自己点検・評価は規則に従い実施されている。各種調査及びデータの収集は、企画課のIR担当者が主に授業アンケート、「学生生活に関する実態調査」の実施・分析や教員自己点検・評価の実施・集約等を行っている。集約・分析結果は自己点検・評価委員会で検討の上、FD委員会をはじめとする各種会議において改善策を検討・実行するために活用されるなど、現状把握のための調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

##### 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

##### 〈理由〉

自己点検・評価委員会における入試結果、授業評価アンケート、卒業生の就職先データ等を用いた点検が行われている。点検結果については、学科長等を構成員とするFD委員会等において報告内容をもとに協議が行われ、問題点や改善点について対策が講じられている。また、短期大学の取組みと三つのポリシーの照らし合わせについて学長補佐（教育・学生支援担当）と学生との協議を実施して教育の充実に役立てるなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されている。

自己点検・評価や認証評価などの結果を活用し、教育・研究と財務・運営の両面において中長期的な計画を踏まえた短期大学の運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みは概ね機能している。

### 短期大学独自の基準に対する概評

#### 基準 A. 社会貢献／地域貢献

##### A-1. 教育活動における地域社会への貢献

A-1-① 使命・目的に基づく地域貢献の方針の明確化及び実践

A-1-② 大学の人的・物的資源の社会への還元 安田こども劇場

A-1-③ 大学の人的・物的資源の社会への還元 保育科展

##### 【概評】

短期大学の教育活動の集大成として実施されている「安田こども劇場」と「保育科展」が地域社会へ大きく貢献している。

「安田こども劇場」は、近隣の保育所や幼稚園の子どもたちを毎年学内に招待して行わ

## 1 安田女子短期大学

れ、平成 30(2018)年度で 17 回目を迎えた地域貢献活動である。毎年 2 年次の「卒業研究発表会」終了後の日程で開催され、「卒業研究発表会」で上演した演技発表系ゼミ（「歌唱表現」「器楽表現」「身体表現」）の発表内容を、一部、子ども対象の内容にアレンジして再演している。演技発表系ゼミ以外のゼミに所属する学生は司会や進行役、保育所や幼稚園への送迎や会場係等を担っており、保育科 2 年生全員が運営に携わる行事にもなっている。毎年、近隣の保育所、幼稚園や認定こども園から 450 人を超える園児の参加があり、評判も高い。実際に地域の保育所、幼稚園や認定こども園の園児に発表したり触れ合ったりすることで、新たな発見や気づきを得ることができ、実践力が身に付くとともに、地域の子どもたちにとっても情操を育む良い体験の機会となっている。多くの参加希望者があることから、日々の教育成果が地域貢献の一役を担っている。

大学祭の一環として毎年開かれる「保育科展」は、乳幼児と触れ合う多彩な催しである。1 年生が主体となりテーマや内容を決め、子どもたちと一緒に遊べる展示・工作コーナーや劇のステージ発表などが行われている。例年、近隣の保育所、幼稚園や認定こども園に案内状を送り、毎年 2 日間で 1,000 人を超える乳幼児、保護者が来場しており、保育者を養成する短期大学として、地域に根差した優れた取組みとなっている。

### 特記事項 （自己点検評価書から転載）

#### 1. 安田女子短期大学の伝統行事「オリエンテーションセミナー」

新入生歓迎オリエンテーションセミナー（通称：オリゼミ）は、毎年 5 月、新入生全員を対象に 2 泊 3 日の日程で学外の施設で行われるセミナーで、昭和 52（1977）年度から継続して実施している行事である。オリゼミの企画、運営は学生によって自主的に行われ、新入生が団体生活を通じて新しい環境に適応し、自ら学生生活の方向づけを行うことを上級生や教職員が支援する。

上級生は希望者 40 人程度が参加し、オリゼミ全体の運営を担う実行委員、または「分団」のリーダーのいずれかを担当する。また、分団は、3～4 人のリーダー（2 年生）、新入生 10 人程度、教職員 1～2 人で構成される。

上級生は、新入生入学前の約半年をかけて準備を行った上で、3 月に 1 泊 2 日でリーダーシップトレーニングセミナーと称して現地でリハーサルや安全確認等、プログラムの最終調整を行う。4 月には分団ごとに昼食会等が開催され、人間関係の構築や学生生活のスムーズなスタートが実現される。5 月に実施するオリゼミでは、リーダーを中心に分団ごとの語り合いやレクリエーション活動を行う。3 日間で、新入生同士や先輩後輩間の精神的な連帯感を深め、2 年間の学生生活の基盤をつくることにより、生活面・学修面に大きな効果をもたらしている。また、学科教職員は原則として全員が参加し、学生との交流を図るとともに、そこで得たものを学生指導に生かしている。

保育科は先輩と後輩の関係が親密で、先輩達の姿勢から学修の姿勢を見習い、様々な行事や学生生活を通して保育者としての心構えを学んでいく。オリゼミでの人間的な交流も、学生が将来社会で活躍していくための人間的な側面を育成する大切な場と位置付けており、上級生・教職員を交えた少人数による分団単位の団体生活を通して、新入生にとっては同級生同士の仲間作り、上級生・教職員への親近感の醸成、成長モデルの獲得（学生生活の

## 1 安田女子短期大学

見通し・保育者を目指す上級生の姿)、上級生にとっては思いやり、達成感による自信獲得等を達成することを目指している。いくつかの研修を通じて構築された人間関係は、卒業後も続く。リーダー達は後輩のピア・カウンセラー(自立支援)の役割を果たすとともに、1・2年生が交流する際の仲介役となるため、学科行事やクラス合同行事を円滑に運営することができる。

オリゼミ実施後は、1年生にアンケート調査を行うとともに、成果は「報告書」にまとめ、次年度のオリゼミの参考としている。

なお、オリゼミは、平成15(2003)年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された。この採択の理由として、①この活動が長期に渡る学生による主体的な運営によって成り立っていること。②その伝統をセミナーの学生リーダーが代々受け継ぐことによって成されているということが挙げられた。また、本セミナーにおいては2年生が自己開示することで新入生の心をも開くという「語らいの時間」のコミュニケーショントークがもつグループ研修に学生同士ならではの学びがあるということが高く評価されている。

### IV 短期大学の概況(令和元(2019)年5月1日現在)

開設年度 昭和30(1955)年度  
所在地 広島県広島市安佐南区安東6-13-1

#### 学科

学科	専攻
保育科	—

### V 評価の経過

#### 評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和元(2019)年 6月末	自己点検評価書を受理
8月1日	第1回評価員会議開催
8月27日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
9月10日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10月16日	10月17日 第2・3回評価員会議開催
～10月18日	10月18日 第4回評価員会議開催
11月11日	第5回評価員会議開催
12月20日	短期大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
令和2(2020)年 2月13日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)



### Ⅲ 令和元年度 再評価 評価結果



## 1 上野学園大学短期大学部

### I 再評価結果

#### 【判定】

再評価の結果、上野学園大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

平成 29(2017)年度の認証評価において、基準項目 3-6「財務基盤と収支」については、法人全体の金融資産が減少傾向にあり、安定した財務基盤の確立ができていない状況が続いているため、抜本的な改善が必要であり、基準項目を満たしていないとし、基準 3「経営・管理と財務」を満たしていないとした。

しかしながら、この基準を満たしていないと判断した要因となる事項については 1 年以内に改善が可能であると判断したので、再評価の結果を待って最終的に判定することとし、短期大学の総合的な判断を保留とした。

令和元(2019)年度に基準 3 の基準項目 3-6 について、平成 29(2017)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、法人全体の金融資産は依然として減少傾向にあるが、短期大学部門の収容定員充足率は上昇しており、学生生徒等納付金収入も増加傾向にある。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

### III 基準ごとの評価

#### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 3-6. 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

法人は、平成 30(2018)年度から 5 年間の経営改善計画を作成し、財務基盤の確立を図るための努力はなされているが、法人全体の金融資産は減少し続けている。

## 1 上野学園大学短期大学部

しかしながら、財務計画表における資金収支計算書の短期大学部門の状況について、年度収支差額は毎年度支出超過の状況が続いているものの、超過額は減少傾向にある。また、短期大学部門において、収容定員充足率が77%となっており、その結果、学生生徒等納付金収入は増加傾向にある。

### IV 短期大学の概況（令和元(2019)年5月1日現在）

開設年度 昭和 27(1952)年度  
所在地 東京都台東区東上野 4-24-12

#### 学科

学科	専攻
音楽科	—

### V 評価の経過

#### 評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和元(2019)年 6月末	自己点検評価書を受理
7月30日	第1回評価員会議開催
8月2日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
9月4日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11月12日	ヒアリングの実施 第2回評価員会議開催
令和2(2020)年 2月13日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）



**令和元年度 短期大学機関別認証評価**

**評価結果報告書**

---

令和2年3月

発行 公益財団法人日本高等教育評価機構

〒102-0073

東京都千代田区九段北 4-2-11 第2 星光ビル 2階

TEL 03-5211-5131 FAX 03-5211-5132

URL <https://www.jiheer.or.jp/top/>